

最終処分場の維持管理（旭東清掃みどりの森処分場 2期目）

別添資料

1. 維持管理計画

当該施設の使用にあたっては、管理責任者(技術管理者)が安全面・衛生面等に細心の注意を払い、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は、「産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準」を遵守する。

1) 受入時の産業廃棄物の確認方法

1. 排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合に、予め当該産業廃棄物の情報（種類、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入の可否を検討して、受入の支障がない事を確認してから、委託契約を締結する。
2. 受け入れ時に、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。事前に結んだ契約内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は受入を拒否する。確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入物の計量を行い、廃棄物の種類ごとに確認、記載する。
3. 搬入された産業廃棄物を処分場内に下ろして、重機等を使用して薄く敷き広げた後に、目視により事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と相違等について確認する（これらの作業は搬入車両毎に行う）
4. 必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行う。受入が不可能な性状の物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を搬出事業者へ返却する。

2) 維持管理基準に適合するために講じる措置の内容（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令より）

1 飛散・流出（第1条第2項第1号）

- ・搬入に際してはダンプトラック等の荷台をシート等で覆う事により飛散を防止。
- ・飛散が想定される廃棄物については梱包等対策の上、搬入するように指示する。
- ・埋立造成用としてバックホウを常備して、能率良く安全に埋立を行う。
- ・一日の埋立作業終了時には覆土を行う。ただし、飛散の恐れがある産業廃棄物を受け入れた場合等、必要に応じて適宜覆土を行うこととする。
- ・乾燥等により粉じんが発生した場合には散水して飛散を防止することとする。

2 悪臭（第1条第2項第2号）

- ・処分場外に悪臭が発散しないよう即日覆土を適切に行う。

3 火災（第1条第2項第3号）

- ・即日覆土を施し、火災を未然に防止する。
- ・最終処分場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を周知徹底する。
- ・万一の火災発生に備え消火器を処分場内各所に設置すると共に、初期消火の方法を周知徹底する。
- ・消火器は常に適切な管理を行い、所定の能力が発揮出来るように年1回の点検する。
- ・火災に備え、散水タンク積載車輛を使用可能な状態にして付近に配置する。

4 衛生害虫等（第1条第2項第4号）

- ・ねずみの生息、及び害虫の発生を防ぐため即日覆土を適切に行い、必要に応じて薬剤散布を行う。

5及び6 囲い・立札（第1条第2項第5号・第1条第2項第6号）

- ・第三者の立入り、夜間・休日の不法投棄等を防止するため、立看板・侵入防止柵・門扉及び監視カメラを設け、出入口の施錠を徹底する。立看板は常に見やすい状態にする為に草刈等を行い、汚損又は破損した場合は速やかに補修、復旧をする。内容変更の場合、都度修正する事とする。搬入道路、侵入防止柵等の定期的な点検（日1回及び必要に応じて）及び維持補修を行う。

7 擁壁等の点検（第1条第2項第7号）

- ・擁壁(堰堤)の定期的（1回/日）な点検（目視）を行い破損があれば補修を行う。
- ・堰堤に沈下がないか定期的（年1回及び必要に応じて）な点検（レベル測量）を行い、許容量以上に沈下が起こった場合は補修工事を行う。

8 遮水工の砂等による被覆（第1条第2項第8号）

- ・廃棄物を埋め立てる前に遮水工を土砂や火山灰、不織布等により覆うこととする。

9 遮水工の点検（第1条第2項第9号）

- ・遮水工の定期的（1回/日）な点検（目視）を行い、遮水機能に低下の恐れがある場合、速やかに補修をする。
- ・遮水シート安全管理システムで常時監視を行い、漏水箇所の有無を確認する。漏水箇所が見つかった場合、速やかに補修する。

10 地下水等の水質検査（第1条第2項第10号）

- ・埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

- イ) 埋立開始前に地下水等検査項目、ダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録することとする。
- ロ) 埋立開始後、地下水等検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録することとする。
- ハ) 埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を1ヶ月に1回以上測定・記録することとする。
- ニ) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録すると共に地下水等検査項目、ダイオキシン類など検査項目についても測定・記録することとする。

1 1 地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置（第1条第2項第11号）

- ・地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合はその原因の調査を行い、その原因に沿った対策を講ずることとする
- ・地下水検査により水質の悪化が認められた際は、埋立作業を中止し、早急にその原因の究明に努めるものとする。また同時に旭川市に連絡を行う。
- ・処分場が原因となっている場合は、旭川市の指示を仰ぐと共に、可能な限り原因物質を除去する。

1 2 調整池の点検（第1条第2項第13号）

- ・目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の定期的（月1回及び災害等の後、必要に応じて）な点検を行い、異常が認められた場合には速やかに補修、復旧を行う。

1 3 浸出水処理施設の維持管理（第1条第2項第14号）

イ)

- ・管理型処分場は全面2重構造の遮水シートを敷設し、浸出水の地下浸透を防止する。
- ・処分場から発生する浸出水は浸出水調整池に集水し、調整池よりポンプで調整池ピットに送水後、浸出水処理施設にて凝集沈殿、生物処理、砂ろ過、活性炭吸着処理を行い、排水基準に適合した処理水を河川へ放流する。
- ・処理施設内で発生した汚泥は脱水機で減容化を行い、埋立処理を行う。

ロ)

- ・浸出水調整池及び浸出水処理施設を定期的(1回/日)に点検及び記録し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行う。

ハ)

- ・水質検査の頻度は、排水基準等に係る項目のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質(以下「水素イオン濃度等」という)を除く項目にあっては一年に一回以上、水素イオン濃度等にあっては一月に一回以上行い、検査結果を記録す

ることとする。尚、水素イオン濃度等の内埋め立てる廃棄物の性状等に照らし、公共の水域等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目に係る水質検査の頻度については、一年に一回以上とできることとする。

二)

- ・浸出水（浸出水原水）の埋立中の測定管理を行います。基準省令の維持管理基準等に定められていませんが、水処理施設における運転管理作業後の除去率が得られ、埋立処分終了後の廃止段階では、廃止基準に則った浸出水（保有水）の水質が求められ、安定化の進捗状況が理解出来るので実施致します。

なお、水質検査の項目及び頻度は浸出水処理水と同様としますが、基準値について規定はありません。（検査場所 浸出水処理施設 原水槽）

1 4 導水管の防凍措置（第 1 条第 2 項第 14 号の 2）

- ・導水管等の防凍措置は地下埋設配管（凍結深度 80cm よりも深い埋設）となっており、凍結の恐れはない。

1 5 開渠の機能維持（第 1 条第 2 項第 15 号）

- ・開渠その他の集排水路から土砂等を除去し、常に良好な状態にして点検を記録しておく。開渠等に堆積した土砂除去等の維持管理を速やかに行うため、管理用道路を設置し、開渠等への到達を容易に出来る様にする為の措置を講ずる。

1 6 発生ガスの排除（第 1 条第 2 項第 16 号）

- ・廃棄物により発生するガスは、埋立地内に設置するガス抜き管に集め大気放出し、排除する。ガス抜き管は有孔管を使用し、通気口先端には通気抵抗とならない網等のフタをして廃棄物の侵入を防ぐ。

1 7 開口部の閉鎖（第 1 条第 2 項第 17 号）

- ・埋立地の開口部からの産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生及び雨水の浸透を抑制する等のため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、おおむね五〇センチメートル以上の厚さとなるようにする等の方法により閉鎖する。

1 8 覆いの損壊防止（第 1 条第 2 項第 18 号）

- ・定期的に省令第 1 条第 2 項第 1 7 号に規定する覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこととする。廃止の基準を満たすまで、囲い・外周雨水排水路・管理用道路等の点検管理も行う。

1 9 残余埋立容量の測定・記録（第 1 条第 2 項第 19 号）

- ・ 残余埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ記録します。

20 記録の作成及び保存（第 1 条第 2 項第 20 号）

1. 維持管理に関する記録は月毎の結果を翌月末までに備え置き 3 年間閲覧に供しかつ、ホームページで維持管理記録を公表する。（記録保存は施設廃止まで）
2. 閲覧方法は、管理事務所の営業日（月曜日～土曜日）の 9 時から 12 時、13 時から 16 時まで閲覧可能と致します。
3. 正当な理由なく閲覧を拒まない。

4. 記録等の内容

- ・ 埋め立てた廃棄物の種類及び位置及び数量
- ・ 擁壁等の点検及び異常時の措置
- ・ 遮水工の点検及び異常時の措置
- ・ 導水管、浸出水調整池、浸出水処理施設の点検及び異常時の措置
- ・ 放流水、地下水の水質検査
- ・ 地下水の水質が悪化した場合の措置
- ・ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の埋立記録（位置及び数量等）
- ・ 事故発生時の応急措置
- ・ 残余埋立容量の測定

3) その他

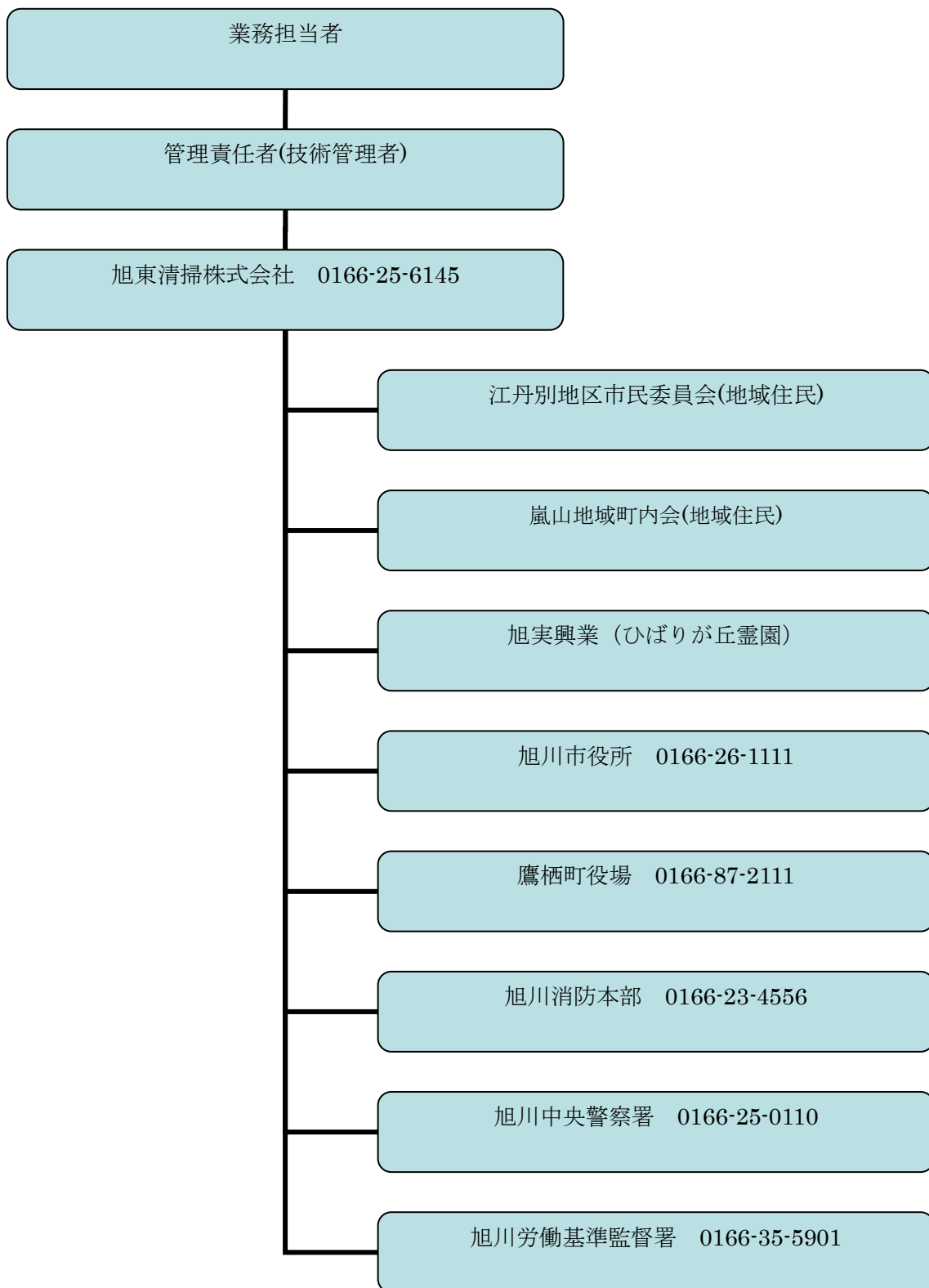
- ・ 常勤の管理責任者（技術管理者）を配置し、施設の管理にあたる。また、作業従事者に対しては講習会等により教育を徹底する。
- ・ 日常チェックシートに従い各作業や点検毎に日常管理を記録する事とする。
- ・ 場外より進入してくる搬入車両へ速度制限を守るように指導し、搬入時は誘導等の安全管理を徹底する。
- ・ 埋立場所等の移動に伴う取付道路の整備及び搬入車両の誘導ならびに指示を徹底する。
- ・ 廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため埋立開始より埋立処分の終了までの間、毎年度、旭川市が通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てします。維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てします。
- ・ 北海道外で生じた産業廃棄物については、原則として受入致しません。例外的に受入の事案が発生する場合、事前に北海道及び旭川市と協議の上、対応を判断致します。

4) 災害防止計画

- ・最終処分場の災害防止に関する計画書作成の上、実施致します。
- ・埋立廃棄物の流出を防止するため、埋立地外周を土堰堤で囲む構造とする。
- ・土堰堤の崩壊に対しては十分な安全率を確保するものとする。
- ・埋立作業時は、重機等による損傷の恐れもあるため、流出防止堰堤の付近での作業時においては作業員に対して十分な指導や注意を徹底する。
- ・廃棄物の飛散、火災等を防止するため即日覆土を施す。
- ・火災が発生し自らの措置でのみでは消火が困難な場合には、消防署等の関係機関に連絡の上、消火を要請する。
- ・処分場内で火災が発生した場合には鎮火後に遮水シート安全管理システムを確認して遮水シートへの損傷が無かったかの点検を行う。
- ・豪雨、地震等の異常気象時においては各施設の点検を行い、異常を発見した場合は必要な応急対策（土のうによる法面等の保護）を講じる。
- ・従事者に対する作業方法、法令等の労働安全衛生教育を徹底し、人為的要因による災害を防止する。
- ・緊急時対応マニュアルを整備し、従事者に周知徹底する。
- ・災害時の緊急連絡体制を整備し、従事者に周知徹底する。

※令和7年10月更新分

○災害時の緊急連絡体制



5) 埋立処分の終了から閉鎖、廃止までの維持管理の方法

【 埋立終了後の維持管理計画及び跡地利用計画 】

- ①埋立終了後、層厚が概ね 1.0m を最終覆土し、開口部を閉鎖することにより下記の事項を厳守する。
 - 1) 最終処分場の外に悪臭を出さない。
 - 2) 火災の発生を防止する。
 - 3) ねずみの生育, その他の害虫を発生させない。
 - 4) 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- ②ガスの発生挙動を観察管理し、下記の事項を厳守する。
 - 1) ガス発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要がある。
 - 2) 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - 3) 流量の測定方法については、流速を測定し、それにガス抜き管の断面積を乗じて流量とする。なお、流速は熱式流速計を用いる。
 - 4) 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として三ヶ月に一回以上行う。
 - 5) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除する。
- ③埋立地内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になっていないか確認し、下記の事項を厳守する。
 - 1) 廃止の確認の申請直前の埋立地内部の温度状態について確認する。
 - 2) 埋立地内部と周辺の地中の温度の差が 20℃未満であることを確認する。
 - 3) 周辺の地中温度は実施で測定する値か、既存の測定値を活用する。
 - 4) 地中温度は熱伝対式等の温度計を使う。
 - 5) 地表より鉛直方向に 1m間隔で測定する等、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。
- ④土堰堤及び雨水等排水設備等が構造基準に適合していることを確認する。
- ⑤浸出水及び地下水の水質が以下の要件を満足しているか水質試験により確認する。
 - 1) BOD(浸出水) : 20 mg/L 以下 (検査 1 回 / 3 ヶ月)
 - 2) 地下水等検査項目 (地下水) : 基準に適合していること (検査年 1 回)
- ⑥最終覆土後、緑化を前提に予定しておりを資材置き場等の有効活用も計画している。
- ⑦遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下する恐れが認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。
- ⑧地下水の電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定及び記録をし、濃度や地下水等検査項目に係る水質の異常が認められた場合には、その原因の調査やその他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。